

受験生、学生および実務家のための

括弧外出し条文

特許法

特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）

施行日：令和四年六月十七日（令和四年法律第六十八号による改正）

未施行あり

公布日：昭和三十四年四月十三日

改正法令名：刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）

改正法令公布日：令和四年六月十七日

eGov 条文取得日：2022.12.01

2022年12月

弁理士 川原英昭

はじめに

本書（括弧外出し条文）は、①政府の「e-Gov 法令検索」から条文を取得し、②漢数字を算用数字にし、③条文中の（ ）を（*1）、（*2）、・・・として内容を条文の外に出して読みやすくしたものです（日本知財学会で2019年12月に発表）。ただし、下記は括弧の外出しをしていません。

- ① 括弧内の文字数が少ない場合
- ② 表にある括弧
- ③ 段落が（1）（2）・・・、（i）（i i）・・・で始まる場合
- ④ 目次、読替条文

本書を利用すると括弧書きが多い難解な条文、例えば特許法第41条第2項（国内優先権の効果）は、数分の1の時間で条文を理解できます。

括弧外出し条文を作成した法律は【知財関係6】特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法、【税務関係6】法人税法、地方税法（第3章）、所得税法、国税徴収法、消費税法、相続税法です（2022年12月現在）。

法律の一部を改正する法律の施行日は複雑です。改正内容によって施行日が異なる場合が多い。

e-Gov は、改正済みでも未施行の改正条文は収録していない。施行済みでも e-Gov 法令検索に反映されるまでにタイムラグがある。

複雑な処理をして本書を作成しています。校正を重ねたが、本書の使用に伴って発生した不利益や問題について、編著者は責任を負いません。

筆者はこのほか「条文番号と見出しの一覧」「読替準用条文集」「トスル読替条文集」も作成しています。

2022年12月 川原英昭

特許法（昭和34年法律第121号）

目次

第1章 総則（第1条—第28条）

第2章 特許及び特許出願（第29条—第46条の2）

第3章 審査（第47条—第63条）

第3章の2 出願公開（第64条—第65条）

第4章 特許権

第1節 特許権（第66条—第99条）

第2節 権利侵害（第100条—第106条）

第3節 特許料（第107条—第112条の3）

第5章 特許異議の申立て（第113条—第120条の8）

第6章 審判（第121条—第170条）

第7章 再審（第171条—第177条）

第8章 訴訟（第178条—第184条の2）

第9章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第184条の3—第184条の20）

第10章 雑則（第185条—第195条の4）

第11章 罰則（第196条—第204条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

2 この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。

3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 物（*1）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（*2）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（*3）をする行為

*1：プログラム等を含む。以下同じ。

*2：譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。

*3：譲渡等のための展示を含む。以下同じ。

二 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為

三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

4 この法律で「プログラム等」とは、プログラム（*1）その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

。

*1：電子計算機に対する指令であつて、1の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。

(期間の計算)

第3条 この法律又はこの法律に基く命令の規定による期間の計算は、次の規定による。

一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、暦に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

2 特許出願、請求その他特許に関する手続（*1）についての期間の末日が行政機関の休日に関する法律（*2）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。

*1：以下単に「手続」という。

*2：昭和63年法律第91号

-----途中省略-----

第29条の2 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第66条第3項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（*1）の発行若しくは出願公開又は実用新案法（*2）第14条第3項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（*3）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（*4）に記載された発明又は考案（*5）と同一であるときは、その発明については、前条第1項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

*1：以下「特許掲載公報」という。

*2：昭和34年法律第123号

*3：以下「実用新案掲載公報」という。

*4：第36条の2第2項の外国語書面出願にあつては、同条第1項の外国語書面

*5：その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。

（発明の新規性の喪失の例外）

第30条 特許を受ける権利を有する者の意に反して第29条第1項各号のいずれかに該当するに至った発明は、その該当するに至った日から1年以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第2項の規定の適用については、同条第1項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第29条第1項各号のいずれかに該当するに至った発明（*1）も、その該当するに至った日から1年以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第2項の規定の適用については、前項と同様とする。

*1：発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至つたものを除く。

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第29条第1項各号のいずれかに該当するに至つた発明が前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面（*1）を特許出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

*1：次項において「証明書」という。

4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から14日（*1）以内でその期間の経過後6月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

*1：在外者にあつては、2月

第31条 削除

（特許を受けることができない発明）

第32条 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明については、第29条の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

-----以下省略-----